

日本における各団体作成の倫理規程・行動規範

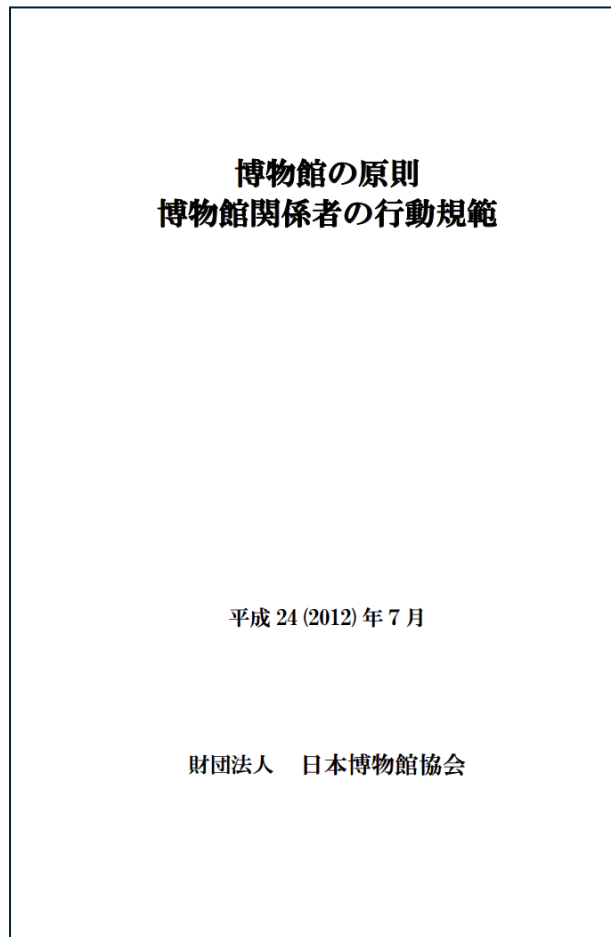


美術館の原則
と
美術館関係者の行動指針

全国美術館会議

全国美術館会議

<https://www.zenbi.jp/getMemFile.php?file=file-93-18-report.pdf>



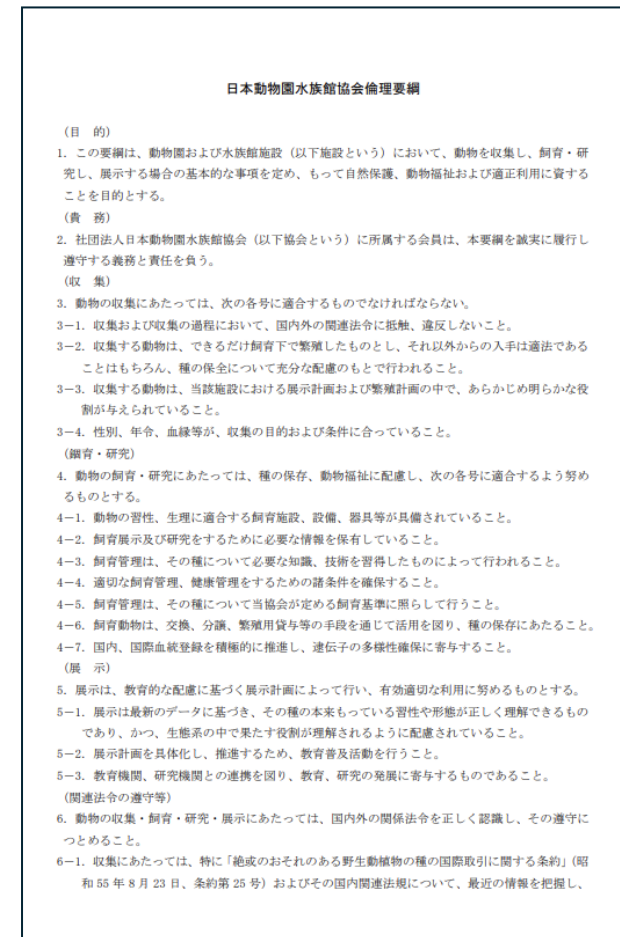
博物館の原則
博物館関係者の行動規範

平成 24 (2012) 年 7 月

財団法人 日本博物館協会

財団法人 日本博物館協会

<https://www.j-muse.or.jp/02program/pdf/2012.7koudoukiban.pdf>



日本動物園水族館協会倫理要綱

(目 的)

1. この要綱は、動物園および水族館施設（以下施設という）において、動物を収集し、飼育・研究し、展示する場合の基本的な事項を定め、もって自然保護、動物福祉および適正利用に資することを目的とする。

(責 務)

2. 社団法人日本動物園水族館協会（以下協会という）に所属する会員は、本要綱を誠実に履行し遵守する義務と責任を負う。

(収 集)

3. 動物の収集にあたっては、次の各号に適合するものでなければならない。
3-1. 収集および収集の過程において、国内外の関連法令に抵触、違反しないこと。
3-2. 収集する動物は、できるだけ飼育下で繁殖したものとし、それ以外からの入手は適法であることはもちろん、種の保全について十分な配慮のもとで行われること。
3-3. 収集する動物は、当該施設における展示計画および繁殖計画の中で、あらかじめ明らかな役割が与えられていること。

3-4. 性別、年齢、血縁等が、収集の目的および条件に合っていること。

(飼育・研究)

4. 動物の飼育・研究にあたっては、種の保存、動物福祉に配慮し、次の各号に適合するよう努めるものとする。

4-1. 動物の習性、生理に適合する飼育施設、設備、器具等が具備されていること。

4-2. 飼育展示及び研究するために必要な情報を保有していること。

4-3. 飼育管理は、その種について必要な知識、技術を習得したものによって行われること。

4-4. 適切な飼育管理、健康管理をするための諸条件を確保すること。

4-5. 飼育管理は、その種について当協会が定める飼育基準に照らして行うこと。

4-6. 飼育動物は、交換、分譲、繁殖用貸与等の手段を通じて活用を図り、種の保存にあたること。

4-7. 国内、国際血統登録を積極的に推進し、遺伝子の多様性確保に寄与すること。

(展 示)

5. 展示は、教育的な配慮に基づく展示計画によって行い、有効適切な利用に努めるものとする。

5-1. 展示は最新のデータに基づき、その種の本来もっている習性や形態が正しく理解できるものであり、かつ、生態系の中で果たす役割が理解されるように配慮されていること。

5-2. 展示計画を具体化し、推進するため、教育普及活動を行うこと。

5-3. 教育機関、研究機関との連携を図り、教育、研究の発展に寄与するものであること。

(関連法令の遵守等)

6. 動物の収集・飼育・研究・展示にあたっては、国内外の関係法令を正しく認識し、その遵守につとめること。

6-1. 収集にあたっては、特に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（昭和 55 年 8 月 23 日、条約第 25 号）およびその国内関連法規について、最近の情報を把握し、

日本動物園水族館協会

https://www.env.go.jp/council/former2013/13wild/y132-06/s_mat_03.pdf